

中国農民合作社の新展開と

その制度的特徴

青柳 齊

はじめに——農村合作組織の多様な展開——

中国の農村社会は、市場経済システムを導入して二五年以上を経過するが、農産物や農業生産資材の流通条件の整備は施設面に加えて制度的にも不十分である。また、市場情報や資金調達等のアクセスにおいても都市に比べて制約された条件にある。

そして、中国の一般農民は、市場経済の発展に恩恵を受けながら、他方で、生産資材や農産物販売の取引において不利な状況におかれている。しばしば、生産資材売買における詐欺瞞着や食糧買付における行政ぐるみの農民取奪等が新聞・テレビ等で報道されている。このような農村社会



問題の頻繁な発生は、国家の政治体制上の問題とも関連して、中国農村の社会諸制度や執行条件が整備途上にあることを意味する。また、近年、中央政府は先進資本主義国の市場経済制度を急ぎ導入してきたが、地方農村では実態との不整合に加えて、基層政権レベルでの「人治」の政治風土が根強く、法規の実効性にはまだ大きな問題を抱えている。

この状況下で、中国での農村協同組合（合作社）の展開は、産地形成や農産物市場アクセスの改善、衰退している公的農業技術普及機関の農業サービスの補完などに加えて、間接的に、農民側利害に即した流通制度および金融アクセス等の改善や公正な社会経済システムの形成促進という意義をもっている。さらには、地方・中央行政に対し

て、農民の経済的利害を反映させていくパイプとしての役割も大きい。

ところで、中国において、「協同組合」の中国語訳である「合作社」の歴史は、一九二〇年代まで遡ることができ、その内実はともかくとして、共産党政権以後も政府によつて多様な合作社が設立された。現在の中国農村において、主要な公称合作社の展開形態を整理すると主に三つの動きに要約できる。

その一つは、信用合作社および供銷合作社の展開である。両者は、革命政権樹立直後の五〇年代には、形式的にせよ協同組合としてすでに存立していたが、文化大革命時代の混乱期に国営セクターに統合される。そして、七八年からの開放経済政策への移行や以後の国営部門の民営化政策を契機として、制度的には再び独立した農民の協同経済組織として再編された。いずれも、中央政府の方針として、組織の農民大衆化、経営の経済的自立化、事業の農業サービス化を志向している。

二つ目の動きは、人民公社解体を契機として、八二年から始まる「政社分離」（行政と集団経済の分離）の農村組織の再編により、農村工業やサービス産業部門を担う多様な「地区性合作経済組織」の成立である。これは、郷鎮レベルで経済連合社（商工業等各種公司や農業サービス・ステーションなど）、村レベルでは経済合作社（灌漑や農作

業等の各種農業サービス組織）などと呼ばれ、農民・農村社会に多様なサービス事業を展開している。その多くは、合作社の名称であっても実質的には公営の集団经济管理組織である。

第三の動きは、農村地域への市場経済の進展に対応して、主に下級地方政府の指導・支援によつて生まれた農民專業合作社や農村合作基金会の展開である。前者は、農村（農民）專業協会ないし專業合作社、農民技術服務協会などと呼ばれ、先進技術の導入や農産物販売、生産資材購入等を行う新しいタイプの農村協同組織である。後者は、郷村の集団留保金や農民出資（預金）を原資として、農業・農民貸付を行う農村庶民金融機関であり、中央政府の指示によつて解散される二〇〇〇年頃まで存続していた。

以上の中で、供銷社や信用社、地区性合作経済は、歴史的に中央政府の方針によつて設立、育成された経過から、「協同組合」としての実質は乏しい。これに対し、新興の農民專業合作社等は、地方政府幹部ないし篤農家や農業技術普及員、農産加工企業等のリーダーシップによつて、八〇年代末から自生的に展開してきたという特徴がある。その経済的実体は、単なる研修会や出荷組合の形態から、多種兼営の事業組織、先進企業主導のインテグレーションなど多様である。その中には、近年、ICA原則や日本の農協モデルにするなどして、組織の規範化において協同組

合原則を意識的に取り入れていた事例も多い。中国国内の研究者では、戦前からの歴史をもつ供銷社や信用社等の「伝統的」合作社に対して、新興の農民專業合作社を「新型合作社」として區別して呼ぶ場合もある。

そして現在、中国の農村經濟専門誌において、農民專業合作社の展開に言及した文献が数多く見られるようになった。最近日本でも、その実態を詳しく紹介した文献が出ている。ただし、農民專業合作社の多様な展開形態や類似の事業を經營する供銷社との企業形態的な相違、あるいは農村協同組合としての展開可能性や制約条件等については依然として曖昧な理解におかれている。そこで本稿では、農民專業合作社の制度的特質に着目して、新興の農民合作社の性格や展望について主に最近の中国語文献に依拠して検討してみたい。

一 農民專業合作社の展開過程

まず、農民專業合作社ないし農民專業協会とは、農民社員（會員）とし、農業生産・販売等に関する各種の農業サービスをを行う協同組織である。ただし、組織の經濟活動や事業は多角的であるが一般には信用事業を兼営していない。さらに、互助的な農民組織で社員の同質性・専門性や社員サービスの目的性（非営利性）などから、組織形態で

は作物別の専門農協に近い。なお、組織の法制化は遅れており公的な統一呼称がなく、實際の名称では研究会、組合、專業社、協会あるいは「農協」などと多様である。農業部では「農村專業技術（服務）協会」ないし「農民專業協会」とも呼んでいる。これら農村專業合作經濟組織の名称や対象規定に関しては、改めて後述することにした。

なお、事業内容は各專業合作社によって多様であるが、經濟活動（事業）の内容や範囲からその經營類型は三つに分かれる。一つは、主に先進的農業技術の研修・學習活動を中心とする「技術交流型」で、一般に「研究会」とか「技術協会」と呼ばれる。二つは、生産資材の供給や共販活動、防除や剪定の農作業サービス等を展開している「技術サービス型」である。三つ目は、専属の職員や事務所、流通・加工施設等を装備し、加工・販売・貯蔵・運輸など多面的な事業を行う「經濟実体型」である。特に「專業合作社」（農業部のいう專業協会）と呼ぶ場合は、傳統的な經濟組織である後二者を指すことが多いようだ。

潘・杜「一九九八」によれば、上述の新しい農村協同組織は、九〇年代半ばまでは次のような歴史を経て展開してきたという。まず八〇年代の初めに、家庭生産請負制の進展とともに、經營の自主権を獲得した農民が新しい農業技術の修得のために、自主的に農業技術のサービス組織を形成し始めた。全国の中では四川省で最も早く展開したとい

う。ただし、この頃は「專業協會」の萌芽期でその動きはまだ中央に知られておらず、誕生しては自然消滅していたという。

そして、八〇年代後半になると、科学技術協會等の関係行政部門の支持を得られ、專業合作組織は急速に普及し始めたという。八七年に、國務院農村發展研究中心と農牧漁業部、商業部、中国科学技術協會による共同調査チームによれば、全国の「農民專業合作社」は七万八千社であり、そのうち多い省では四川一萬一〇〇〇社、黒竜江七八五〇社、湖南七一五〇社、山東六一九五社であったという。

八〇年代末から九〇年代初めまでは、農村經濟体制改革の進展とともに、多くの農産物が政府の統制から離れ市場調節の対象になっていった。それに伴い、農業生産に関わる総合的なサービス能力をもった專業協會が出現してきた。農業部の統計によれば、九〇年時点で、「農村專業合作經濟組織」（非農業部門や「技術交流型」も包含する広い組織概念）は一二三萬一〇〇〇社に達し、そのうち農民專業協會は七万七〇〇〇社であったという。また、科学技術協會の統計によれば、九二年時点で、農村專業協會一三萬、農家會員約五〇〇萬戸（全農家の約二％に相当）に達したという。

九四年になると、國務院が農業部に対して、農民專業合

作組織を支持・指導する行政管理部門であることを明確にした。以後、農業部の関係行政文書では、農民が自主的に組織した各種專業合作社とサービス組織を「農民專業協會」と総称し、その調査を進めることになったという。なお、九三年時点で農村專業合作經濟組織は一四六萬三〇〇〇で、そのうち農民專業協會が九萬五〇〇〇を占めた。その專業協會の中で、協會数が五千を超える省は、河北二萬六一五、山東一萬九四八、河南七二七八、陝西六五四四、江蘇五六三〇、黒竜江五一〇四であったという。

また九四年に、農業部は關係部門との共同で、「農民專業協會模範章程」を起草している。この「通知」と「章程」で專業協會の設立はさらに前進したという。農業部の統計によれば、九六年末時点で農村專業合作經濟組織は一五〇萬に達し、そのうち、販売・購買や加工事業等を經營する「經濟実体型」が約一割を占めたという。

九〇年代半ば以降になると、農産物全体的に過剩傾向が強まり、農業經營は価格低迷や販売難に直面する。そのせいかこの頃、農民專業合作組織の展開も停滞したもようであり、文献での統計的紹介が少なくなる。もともと、專業合作社（專業協會）の全国的な展開状況に関して、信用できる正確な統計はないといわれる。この問題は、後述するように、專業合作社の定義や企業形態の曖昧性、登録行政機関の混乱にも起因している。

表1 中国18省・市の農民合作経済組織の展開状況

省・市	合作社 総数	社員数 (万人)	農家数 対比(%)	統計年	省・市	合作社 総数	社員数 (万人)	農家数 対比(%)	統計年
山東	15,395	126	6.2	2003	重慶	1,590	26	3.7	2003
浙江	1,969	23	2.0	2002	天津	1,438	26	23.4	2002
江蘇	5,167	134	8.5	2002	安徽	3,845	89	7.1	2003
北京	1,457	—	—	2003	黒龍江	2,816	43	9.0	2003
河北	4,021	283	19.9	2002	吉林	9,300	32	8.5	2002
湖南	6,000	—	—	2003	陝西	9,800	97	13.9	2003
四川	10,053	118	6.0	2003	海南	4,406	2	2.2	2002
河南	8,473	183	9.2	2003	雲南	1,162	3	0.4	2004
江西	6,800	—	—	2002	貴州	1,079	7	0.9	2004

注：「農家数対比(%)」とは、各省・市の農家総戸数に占める社員数の割合をいう。
出所：苑鵬〔2005〕からの引用による。原資料は、農業部『農民合作経済組織試点工作總結會議資料』および『農村経営管理』2004年第3期～第5期に掲載された各省農民合作経済組織の発展に関する紹介に基づく。

最近の農民合作組織の設立状況に関しては、苑鵬〔二〇〇五・一五七〕の紹介がある。農業部（農村経済体制与経営管理公司）の統計によれば、〇四年で規範化された各種農民合作経済組織は一五万以上で、そのうち農機專業協會が約六五%、專業合作社は約三五%であるという（両者の区別は不明）。苑はまた、農業部の各種文献（〇二年～〇四年）から、一八省（市）の「農民合作経済組織」の設立状況をまとめている。表1に見るように、合作社数で最も多い省が山東（二万五三九五社）で、四川、陝西、吉林が一万社前後と続く。また、社員数では、河北（二八三万人）が最大で、河南（一八三万人）、江蘇（一三四万人）、山東（一二六万人）、四川（一一八万人）と続く。そして、農家組織率では、天津（二三・四%）、河北（一九・九%）、陝西（一三・九%）が高い。

また、全国供銷合作總社の粗い統計によれば、〇三年末に系統内の專業合作社は一万四千社以上で、そのうち耕種業四四・七%、養殖業一五・三%、その他四〇・〇%、入社農家戸数三五・一四〇〇人、出資総額一三億六〇〇〇萬元という。さらに、中国科学技術協會では、〇三年末に農村各種專業技術協會は九万九千九百八十八で、會員七七三万人、そのうち県レベルの農村專業技術協會が約九万で九割を占めるといふ。これら統計の正確性や信頼性は低いのだが、「技術サービス型」や「經濟実体型」の專業合作社の農家

組織率は、現状では一割にも満たないといえそうだ。

苑鵬によれば、最近になって、農民合作経済組織に対する政府からの支援が強まったという。その契機は、後述のように○二年の改正農業法で農民專業合作経済組織に対する政府支持が明確に規定されたこと、また、○四年の中共中央・國務院の一号文件における「関係の農民專業合作組織の立法工作を積極的に推進せよ」という指示である。これに基づいて、中央および地方政府は当年に、農民專業合作組織の情報、技術、訓練、販売等サービスの展開に対して、専用資金の助成を設けたという。また、財政部は○三年に二千万元、○四年に五千万元の専用資金で財政補助の試験的活動を実施し、農業部も○四年に二千万元を農民合作経済組織のモデル建設に充て、○五年も継続する予定だという。そのほか、各省・市でも、地元の農民合作経済組織の発展に対して、数十万元から数千万元の財政補助をしており、特に専用資金一千万元以上の省は、山東、浙江、黒竜江等であるという〔苑二〇〇五・一六六〕。

二 農村合作経済組織の企業形態

(一) 合作組織の名称混乱と法人規定

農村合作経済組織の名称や対象については、農業部や地

方行政機関はもとより、農村経済研究者の間においても統一していない。一般的には、農民（農村）專業協會、農村（農民）專業合作社、農民技術服務協會という表現が多いようだ。また、現地政府の合作経済組織の登録や管轄行政窓口も明確でなく、科学技術委員会や民政局、工商局、農村经济管理局などまちまちである。

このような混乱の直接的原因は、現行法律に「合作社」に関する組織ないし法人の規定がないためである。いま、現在の登記条例の中で、認知している法人は、「企業法人」、「事業単位」、「社会团体」、「民弁非企業単位」の四つであり、「合作社」に該当する特別の法人規定はない。そして、現行法規では、農村合作経済組織はその性格の特徴によつて、部分的に複数法人の登記条例の規定に当てはまる。例えば、「集團所有制經濟」という意味では「企業法人」（集團所有制企業）に、「非営利性」の社会組織としては、「社会团体」や「民弁非企業単位」に該当する。これまでの経過から、供销合作社や消費合作社、農業生産合作社等の場合は、「集團所有制經濟」として位置づけられ、その所轄行政部門も工商管理部や農業部系統等と明確である。

一方、新興の農民專業合作社（專業協會）の場合、その中には「技術研究会」や「技術普及組織」など経済事業を営まない組織がある。そのため、上記の「社團法人」や

「民弁非企業単位」として、登記管理機関が民生部門の例もある。そして、何らかの事業を行う場合、納税義務との関係から工商管理局に届ける必要があるという。

このような混乱のもう一つの原因は、農民專業合作社の育成に関して、供銷社系統に加えて、農村經濟管理部門や科學技術委員會、農學會、農村貧困対策部署など多様な行政機関がそれぞれ独自に推進しており、横断的な調整に欠けているためである。そこで、企業形態的な視点から、現行の農村合作經濟組織の多様性を類型的に捉えてみよう。

(二) 農村合作經濟の二つの企業形態

まず、農村合作經濟組織を「継続的な事業活動」の有無で、「合作社型」と「協会型」に大きく分けてみよう。前者は、専従職員や固定的施設・建物等の經濟実体があり、金融や農産物販売、生産資材購買等の事業など、經常的な經濟活動を行う共同組織である。前述の專業合作社の類型では、「技術サービス型」および「經濟実体型」が該当する。

他方の「協会型」は、經濟的な事業活動を伴わず、主に栽培技術等の研修会や講習会等の生産者組織であり、前節の「技術交流型」に対応する。一般に、中国で「協会」の名称をもつ組織は、行政との対応（政府への要請や政策の浸透）機関である業界団体（行業協會）で、不動産協會、

消費者協會などの社会団体法人である。この意味で、生産者の各種研修会は、經濟事業団体でない「協会」の組織的性格に似ている。

なお、農民戸籍をもつ者（農民）には、主に農業生産に従事している專業農家（專業戸）と非農業従事が多い兼業農家とに分けられる。従って、「協会型」はさらに、專業戸の農業関連組織と兼業農家の非農業関連の活動組織に形式的に分類されるが、実際には後者の例は少ない。そこで、前者の農業生産者組織を特に「農民專業協會」と呼ぶことにしよう。

他方、「合作社型」は、自己資本ないし剰余金の所有・分配形態によって、「私有（個人所有）型」と「公有（集団所有）型」に分けられる。まず、「公有型」とは「集団所有制經濟組織」であり、「公積金（内部留保）や「公益金（集団福利金）など社員個人に分割できない集団財産（不分割基金）を形成する。また、経営成果（剰余金）に対して利用配当はなく、社員分配よりも集団基金の造成、あるいは、福利厚生や報償金などで従業員への分配が優先される。

この「公有型」は、特定作目生産の農民に限定せず、地域に居住するすべての農民が組織化の対象となり、後述の「專業」合作社に対して「農村」合作社としての性格をもつ。この類型には、農村信用合作社、供銷合作社、地区性

合作經濟組織（郷鎮經濟連合社や村經濟社等）、また、郷村集團企業等が出資（株式）制に轉換した株式合作制企業、二〇〇〇年まで存続していた旧農村合作基金會が該当する。

これに対して、「私有型」は、合作社の純財産や剰余金のすべてが各社員の持分に帰属し、また、出資社員のみに出資配当や利用配当の受益権がある。要するに、「私有型」とは、社員が個人的に出資を契機として合作社（財産）を所有・支配し、またその經營成果を享受し、社員でない従業員や超私經濟的な郷村社會（政府）の支配を受けない。

この「私有型」をさらに細分化して捉えると、まず、社員利用者の協同組合である狹義の「農民專業合作社」が分類できる。一般に、中国で「農業協同組合」（専門農協）の形式を備えている合作組織はこの類型に該当する。第二のタイプは、社員の生産ないし事業自体を共同（經營）化する「生産（事業）合作社」であり、いわゆる労働者生産協同組合に相応する。この類型はさらに、その農業・非農業の区分や共同化の対象によって、農業生産合作社（農業生産共同組織）、農業サービス事業合作社（農業受託組織や水利事業組合等）、農村商工業等合作社（いわゆる事業協同組合）に分かれる。また、出資構成において、集團株の割合が低く、經營者持株比率の高い株式合作

（制企業の一部もこの「私有型」に含まれよう。以上の「私有型」の合作社は、特定作目生産ないし事業を經營する農民の組織ないし特定事業に特化した經濟組織であり、必然的に「專業」合作社となる。

このようにして分類すると、農村合作經濟組織の諸形態は図1のように整理できる。ここで、農民專業協會と農民專業合作社とを総称して農民專業合作（經濟）組織としよう。それは、後述の農業部「模範定款」や制定間近の「農民專業合作經濟組織法」の対象とほぼ重なると思われる。

ところで、中国憲法では「公有型」（集團所有制）のみが「合作社」として規定されている。その「公有制」には「全民所有制」（国有）と「労働大衆集團所有制」とがあり（憲法第六條）、供销社や信用社等の伝統的合作社は後者に属する。ここでは、合作社は集團所有制として公積金や公益金、純財産は社員に「不分割」である。そのことが、合作社の運営において地方政府が関与する物的根拠にもなっている。この点において、合作社持分の私的所有を基本とする新興の專業合作社や專業協會の企業形態とは大きく異なる。

そこでまた、「合作社」の名称を憲法規定の「集團所有制經濟」に限定すれば、「私有型」の新しい合作經濟組織は、「研究会」とか「協會」という別の名称を使用せざるを得ない。あるいは、「合作社法」の制定によって、憲法

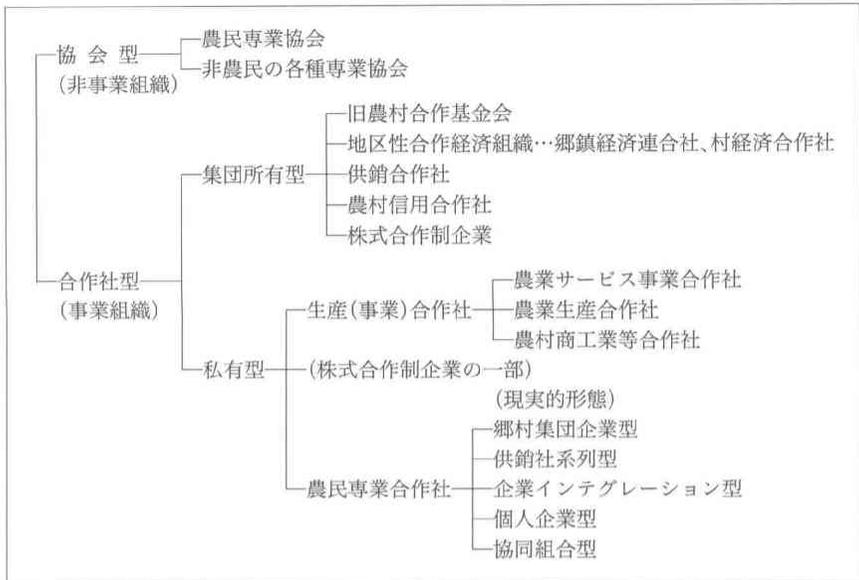


図1 農村合作経済組織の諸形態

出所：青柳 [2002] 所収の図14-1を一部修正して作成。

第六条規定に当てはまらない「私有型」を新たに「合作社」として法的に認知する必要がある。ここにおいて、「合作社法」を制定するさいに現行法規定との整合性の問題が生ずる。³⁾

(三) 農林専門合作社の展開類型と主要形態

ここで、八〇年代から登場してきた農林専門合作組織について、さらにその展開形態の特徴を類型的に捉えてみたい。

まず、農業部の「全国農村專業性合作および連合組織状況統計表」(九三年)によれば、「農村專業合作經濟組織」とは、「生産經營合作」、「生産服務合作」、「專業協會」の三つに分類集計されている。この農業部統計と図1の規定とを対応させると次のようになる。「生産經營合作」は「農業生産合作社」と「農村商工業等合作社」に該当する。また、「生産服務合作」には「農業サービス事業合作社」に相応する。そして、「專業協會」には、「農林專業協會」と「農林專業合作社」、「株式合作制企業」(一部)が含まれる。

これらの合作組織のうち、新技術導入の研修会組織である「農林專業協會」と生産資材の共同購入や農産物共販、さらには加工事業等という「農林專業合作社」が利用協同組合としての性格をもつ。ただし、実

際の運営形態の内実において、必ずしも協同組合的特質を備えているとは限らない。

ここで、特に「農民專業合作社」に限ってその展開形態の多様性をさらに細かく類型規定してみよう。そのさい、專業社の組織化の担い手は、先進（竜頭）企業や先進大規模農家、供銷社系統、県・郷政府などがある。そこで、この組織化主体の視点から組織形態の性格を特徴づけてみよう。

第一は、県・郷鎮政府や村等の主導によって組織され、その経営者のほとんどは行政幹部が兼任しているような專業社である。これを「郷村集團企業型」と呼んでおこう。

第二は、供銷社の先導によって設立され、生産資材供給や農産物販売、資金および人材面において供銷社と結びつきの深い專業社を「供銷社系列型」としよう。第三は、郷鎮企業や国营企業等の原料農産物生産の下請組合であるような組織で、これを「企業インテグレーション型」と呼ぼう。第四に、技術革新の先覚者や篤農家によって先導され、実質的にはその大規模專業戸が運営するような企業的專業社を「個人企業型」としよう。そして第五に、どの先導者の設立であれ、協同組合的な規範によって実質的に運営されている農民協同組合的な專業社を「協同組合型」と呼ぶことにしよう（以上は図一に示す）。

これらの諸類型がそれぞれの程度、展開しているかに

ついては、統計的に確認できる資料をもたない。ただし、これまでの関連文献や調査報告資料等から散見する限り、現状で最も代表的な展開形態は、地域政府によって先導された「郷村集團企業型」のように思われる。というのは一般に、農民專業協會や農民專業合作社の発展にとつて、多様な面で地方政府の支援や保護を必要とするからである。

ここで、実態としての農民合作經濟組織の「協同組合」の性格を把握したいのだが、この面から捉えた全国的な統計はない。そこで、断片的情報として孔・郭「二〇〇六」の調査を紹介してみよう。孔・郭によれば、中国人民大学の農業与農村發展學院の学生に、〇五年の冬休みの帰郷を利用して、地元の合作組織に対するアンケート調査を行わせたという。有効回答の合作社数は一七六で、その所在は二三省に及んだ。その調査結果に実態の代表性を見ることができないが、農民合作經濟組織の現状の性格に関する参考知識にはなろう。

まず、合作社の経営責任者の身分は、一七六社のうち六二社（三五・二％）が農民で最も多く、その他は村幹部（二五・〇％）と有能な技術者（二〇・五％）で占める。また、責任者の主要な収入源では、農業（三六・四％）と給料（二七・三％）、自営（一九・九％）にほぼ分かれる。このような点から、三分の一以上は農民（農業従事者）がリーダーの協同組織といえよう。

農民合作經濟組織の業務範囲では、村内（三六・四％）、郷内で複數村を跨ぐ（二三・九％）、県内で複數郷を跨ぐ（二九・三％）という割合で、郷村以下の組織化が多數を占めている。社員大会での議決方式では、一人一票制が最も多く（六〇％）、一株一票制（二五％）、一人多票制（一四％）と続く。合作社の提供するサービス内容においては（複數回答）、農産物販売一・二三社が最も多く（七〇％）、技術指導一一九社、生産資材供給七九社、情報等提供七九社、技術・管理研修七二社、その他三〇社となっている。さらに、利潤の分配（利益還元）方法においては、利用高配当が五五・七％で、出資配当が六三・一％で実施していた。

以上のアンケート調査結果からだけで全体の状況を判断することは無謀である。ただし、他の個別事例研究の文献をも併せて検討してみると、農民協同組合としての内実を備えた農民專業合作社（協同組合型）が、現状でも一定程度展開しているといえそうである。

三 合作社法制定への動き

以前より、農村合作社の登記や権利擁護等の問題から、合作社法の制定が要請されていたのだが、ここで、法制定化の動きについて取り上げてみよう。

革命政權以後、合作社法の制定は一九五〇年代初めに劉少奇によって試みられた歴史がある〔青柳二〇〇二・七〇〕。その後、長らく法制定の動きは閉ざされたのだが、九〇年代に入つて、供銷合作社法の制定要求が高まつてくる。それは、次のような経過を辿つた（以下は張「二〇〇一・五四」による）。

まず、九五年の中共中央五号文件で、供銷合作社法の立法工作を急ぐように指示された。これを受けて、同年一月に全国供銷總社は、國務院に対して全国人民代表大會常務委員會の立法計画に供銷合作社法を組み入れることを要請した。その後、九六年および九七年に、國務院は供銷合作社法を立法計画の「二類」（調査研究および検討を経てから立法化を申請する項目）に組み入れる。そして、第八期全人代第四回會議（九六年）で、浙江省の代表三二人および山東省の代表三一人が別々に供銷合作社法の立法化を提案したという。そして、九八年二月に中共中央は、「中共全國人大黨組による第九期全人代常務委員會の立法計画に関する指示」の中で、供銷合作社法を立法計画の中に組み入れることを承認した。

その後、二〇〇一年四月に、全国供銷總社の黨組書記兼副主任の王金山らが、全人代常務委員會の専門委員會の一つである「農業与農村委員會」（農業および農村委員會）で、供銷社の情勢を報告したとき、合作社の立法工作が差

し迫った重要な課題として建議した。当委員会では一致した賛成が得られ、委員会主任の高徳占は、供銷總社が先んじて關係立法の調査研究と起草工作に取りかかるように指示したという〔評論員二〇〇一・四〕。

ただし、〇一年九月に全国供銷總社・合作指導部からのヒアリングでは、九五年の専門家会議の見解とは異なつて、供銷社単独の立法措置は、他の信用、消費、手工業等合作社とのかね合いから、結果的には統一合作社法の制定にならざるを得ないということであつた。この点に關連して、上述の「農業与農村委員会」の場で、王金山は次のような興味深い提案をしている。

各種合作社は關係行政系列別に管轄されているため、合作社間の横の連携に欠け、供銷社以外は中央指導機關もなく、その運営規範や管理体制は無秩序になつている。そこで、管轄行政部署にとられず、各種合作社の統一指導機關として全国供銷總社を位置づけることが望ましい。さらに、合作社の發展にとって資金調達問題が大きな制約となつているとして、将来的に、供銷社を含む各種合作社と信用社との経済的結合を提案している〔王二〇〇一・一九〕。このような統一合作社法の志向には、新旧各種合作社全体の統合・指導機關たらんとする全国總社自身の思惑が働いているようだ。ただし最近の情報では、供銷合作社法（ないし統一合作社法）の制定は当分、見送られたよう

である。

そして現在、全人代常務委員会で、農民專業合作社を対象とした「農民專業合作經濟組織法」の制定化が進行している。直接的には以下のような経過で進展していった。

まず、中国の農業法は九三年に制定されたのだが、〇二年一月に改正されており（〇三年三月より施行）、そのさい、「農業生産經營組織」の一つの展開形態として「農民專業合作經濟組織」を高く意義づけた。その改正農業法の第一条では、農民專業合作經濟組織について次のように規定している。

国家は、家庭生産請負制を基礎にして農民による各種專業合作經濟組織の自主的な設立を奨励する。農民專業合作經濟組織は、成員へのサービスを目的に、加入脱退の自由、民主的管理、剰余金還元原則に基づいて、法に基づく定款規定の範囲内で農業生産經營とサービス活動を發展させなければならない。農民專業合作經濟組織は、多様な形式によつて、法に基づいて成立、登記することが可能である。いかなる組織と個人も、農民專業合作經濟組織の財産および経営自主権を侵してはならない。

この農民專業合作經濟組織に対する農業法での高い位置づけが、先述のように政府による支援強化の背景にもなつた。それとともに、立法化の動きに拍車がかかったよう

ある。ここで、第九期全国人民代表大会第五回会議主席団から提出された議案に対して、農業与農村委員会が〇二年八月に第三一回全体会議を招集し審議しており、その報告が中国政府のホームページで紹介されている。⁽⁵⁾その中(第七項目)で、農民專業合作組織の立法化に関する記事がある。

それによれば、楊振懷等三四名の代表が「農民專業合作經濟組織法」の制定を、梅芳等三六名の代表が「農村合作經濟組織法」の制定を建議したとある。また、農業部および國務院は、「農村合作經濟組織と農民專業合作經濟組織は、農業および農村經濟の發展、農民生活改善等の方面において積極的な機能を發揮しており、立法によって合作經濟組織に対して規範に合わせて十分に指導する必要がある」と提言する。そして、農業部も「農民專業合作經濟組織法」の制定を建議したという。

これらの要請に対して同委員会は、農業部および國務院の農民合作經濟組織に対する評価に同意し、また、当時の農業法改正草案においても農民專業合作經濟組織に対する原則や權益保護等を規定していることから、すみやかに「農民專業合作經濟組織法」の起草工作を開始し、第一〇期全国人民代表大会常務委員會の立法企画に組み入れることを建議するという。

その後、「農民專業合作經濟組織法」に関する審議が立

法化に向けて順調に進行しているようである。筆者は、最近、年内にも制定される見通しであることを中国の研究者や供給社關係者から聞いている。現時点(〇六年七月末)で「農民專業合作經濟組織法」の内容については不明なのだが、〇六年一月に農業部は「農民專業合作經濟組織示範章程(試行)」を制定している。新法起草案の策定には農業部關係者も参加しており、新法の内容もこの「示範章程」の内容とそれほど大きな差異はないと予想される。

その模範定款は、第一章(總則)、第二章(成員)、第三章(組織機構)、第四章(財務と剰余金還付)、第五章(變更・解散・清算・終止)、第六章(付則)の六一条で構成されている。その内容は、一般的な協同組合原則におおよそ従っており、役員選出や運営方式において我が国農協の模範定款の内容とも大筋で似ている。いま、その特徴的な点を指摘してみよう。

まず、事業内容において金融・共済事業を含まない。成員は五人以上であること、「出資」に際しては、利用高比例の出資方法も提示されている。なお、「出資」では現物出資も許容し、「会費」でもよい。また、関連企業からの出資も可能だが、成員の出資額が全出資額の五〇%以上であること、一人(団体)当たり出資額も一〇〇分の二〇以下に制限される。議決権においては、一人一票制の平等議決権のほか、出資高ないし利用高の大きい成員に対して

は付加議決権も許容している（最高付加議決権の明示）。

また、総会での剰余金処分の決定においては、一定の割合（最低限を明示）を成員の教育研修活動や福利事業、生活互助等のために留保しなければならない。剰余金の還元方法としては、出資配当と利用高配当を規定している。

なお、解散や破産精算時の剰余財産の処分において、合作組織の財産形成においては国家の財政補助も寄与しているので、当該成員に分配してはならず、社会に寄贈することを規定している。従って、内部留保（積立金等）は「不分割資本」（社会資本）として位置づけられており、この点で、九五年改訂の新ICA原則（第三原則）に忠実といえるかもしれない。他方、見方を変えれば、剰余金処分における福利事業や生活互助等への留保規定と併せて、その「不分割資本」規定に集団所有制経済の片鱗を認めることができるかもしれない。

いずれにしても、農業部の模範定款には、ICA原則や海外農協の運営原則が導入されており、制度的には前述の「協同組合理型」への展開を明確に志向しているといえよう。

むすび——中国農民協同組合の展望——

以上の検討を踏まえて、現在の中国において、供給社等

を含む農村合作社が本来の協同組合として展開しうるために、その社会制度的条件について指摘してみたい。

まず、都市に比べて社会経済的地位の著しく低い中国農村・農民の現状からすれば、協同組合の存立を社会的に認知し、取引条件や資金調達・税制等において、地方および中央政府の支援が必須である。特に地方行政からは、設立時の法的認可や要素調達等の過程でインフォーマルな助成を必要とする場合が多い。ただし、行政の支援は経営干渉の契機にも転化する。そこで、農民專業合作社等を制度的に保護する強力な規範が必要となる。とりわけ、農業部や地方政府、供給社系統等が制定した專業合作社に関する諸規則・章程等の実効性を高め、また、形式的規則（建前）と官僚の実行支配（現実）の乖離を埋める意味でも、中央政府による「合作社法」の制定が求められる。

そのさい、現在の中国で「合作社法」を制定しようとするとき、現行規定の「合作社」集団所有制経済を否定するかどうか。また、それと関連して、党・政府の「指導性」の範囲をどこまで許容しそれを明記するのか、あるいは集団経済として既存の供給社および信用社と同様に「党組」の設置を義務づけるのか、等々という問題に直面する。新法の内容によつては、一部の專業合作社にせつかく芽生えた農民合作性が、党・政府の指導（領導）によつてスポイルされる可能性もある。この点で、年内に制定され

る予定の「農民專業合作經濟組織法」の内容が注目される。

ところで、中国農村の「人治」風土の根強さから、法規の制定だけで行政干渉を防げるものではない。究極的には、基層政權における「村民自治」の実質的拡大とともに、行政干渉を牽制し農民の利害追求のために、地方・中央政府に対する政策反映機構（圧力団体）の形成が必要となる。この点で、日本では、農協（農民）と行政（官僚）、政党（議員）の間に、いわば「三すくみ」の権力構造が形成されている。政府は補助事業や政令、行政指導等に基づいて、農協に対して農政業務の下請け（協力）を負わせる権力をもっている。他方、農協系統は、その組織力により「国会・地方議会議員の選挙や陳情運動で政党に対して強い影響力があり、彼らを介して組織の利害を政策に一定程度反映させている。このような権力バランス構造による相互牽制が、農協に対する政府の経営干渉や行政下請けの強制に対する歯止めとなり、他方、農協法の趣旨や制度的規制を逸脱した農協運動の「組織エゴ」を抑制させている。

以上の観点に立てば、行政支援を受けながら、他方で政府・政党に対する牽制力をもたない限り、中央に対する農民・農村の発言力が過去・現在とも都市に比べて著しく差別されている中国において、自立した農民合作社の展望は難しいであろう。これまで中国では、党・政府の干渉しな

い社会団体や自治組織が存在した経験をもたなかった。最近、中国農業部では、産業政策の浸透上の便宜性からか、民間の各種業界団体（行業協會）の設立を促進している。ただしそれは、政策要求も行う自主的な民間団体というより、政府協力組織という性格が濃厚である。このような意味において、本来的な意味での農民協同組合の展開可能性は、今後の政治体制の改革動向にも左右されているといえよう。

注

〔1〕 供銷社の企業形態的性格や展開形態については、青柳「二〇〇二」を参照されたい。

〔2〕 先進事例をルボした太田原・朴「二〇〇一」や供銷社の対比で農民專業合作社の制度的特質を解明した青柳「二〇〇二」（第一章、第四章）がある。なお、本稿は青柳「二〇〇二」（第一章、第四章）の引用・加筆に基づいている。

〔3〕 全人代農業与農村委員會の委員である劉振偉は、現行憲法の規定に沿って、農民專業合作社を集團所有制經濟の一形態とみなし、さらに人民公社との相違を特徴づける「劉二〇〇四・六」。ただし、このような解釈は本稿で指摘するような論理的矛盾がある。

〔4〕 全人代常務委員會に九つある専門委員會は常設機関で

あり、法案の研究や起草、審議を主な職責としている。
〈5〉「第九期全国人民代表大会第五回会議主席団が交付した代表議案の審議結果に関する全国人大農業与農村委員会の報告」(〇二一年一〇月二八日) (<http://www.law-lib.com>) による。

〈6〉中国における農業・食品関連業界の業界団体の動向については、課題組「二〇〇四」が参考になる。

参考文献

潘勁・杜吟棠 一九九八 「農村專業協會經濟行為研究」魏道南・張曉山主編『中国農村新型合作組織探析』经济管理出版社。

太田原高昭・朴紅 二〇〇一 『リポート 中国の農協』家の光協会。

張曉山等 二〇〇二 『聯結農戶与市场——中国農民仲介組織探究』中国社会科学出版社。

青柳齊 二〇〇二 『中国農村合作社の改革——供銷社の展開過程』日本經濟評論社。

苑鵬 二〇〇五 「農民合作經濟組織發展的新特点」中国社会科学院農村發展研究所等『二〇〇四〜二〇〇五年——中国農村經濟形勢分析与予測』社会科学文献出版社。

于洪生 二〇〇五 「農村專業經濟協會——全志輝等『農村民間組織与中国農村發展——来自個案的經驗』社会科学文献出版社。

張元宗 二〇〇一 「制定『供銷合作社法』勢在必行」『中国供銷合作經濟』二〇〇一年五期。

評論員 二〇〇一 「合作經濟是法治的經濟」『中国供銷合作經濟』二〇〇一年五期。

王金山 二〇〇一 「王金山向全国人大農委的匯報提綱」『中国供銷合作經濟』二〇〇一年五期。

劉振偉 二〇〇四 「農民合作經濟組織立法的几个問題」『農業經濟問題』二〇〇四年第三期。

敖毅許鳴 二〇〇四 「当前我国農村新型社会仲介組織的發展及其再轉型」『中国農村經濟』二〇〇四年第七期。

「我国農產品行業協會研究」課題組 二〇〇四 「我国農產品行業協會發展的歷史沿革」『中国農村經濟』二〇〇四年第一期。

孔祥智・郭艷芹 二〇〇六 「現階段農民合作經濟組織的基本狀況、組織管理及政府作用」『農業經濟問題』二〇〇六年第一期。